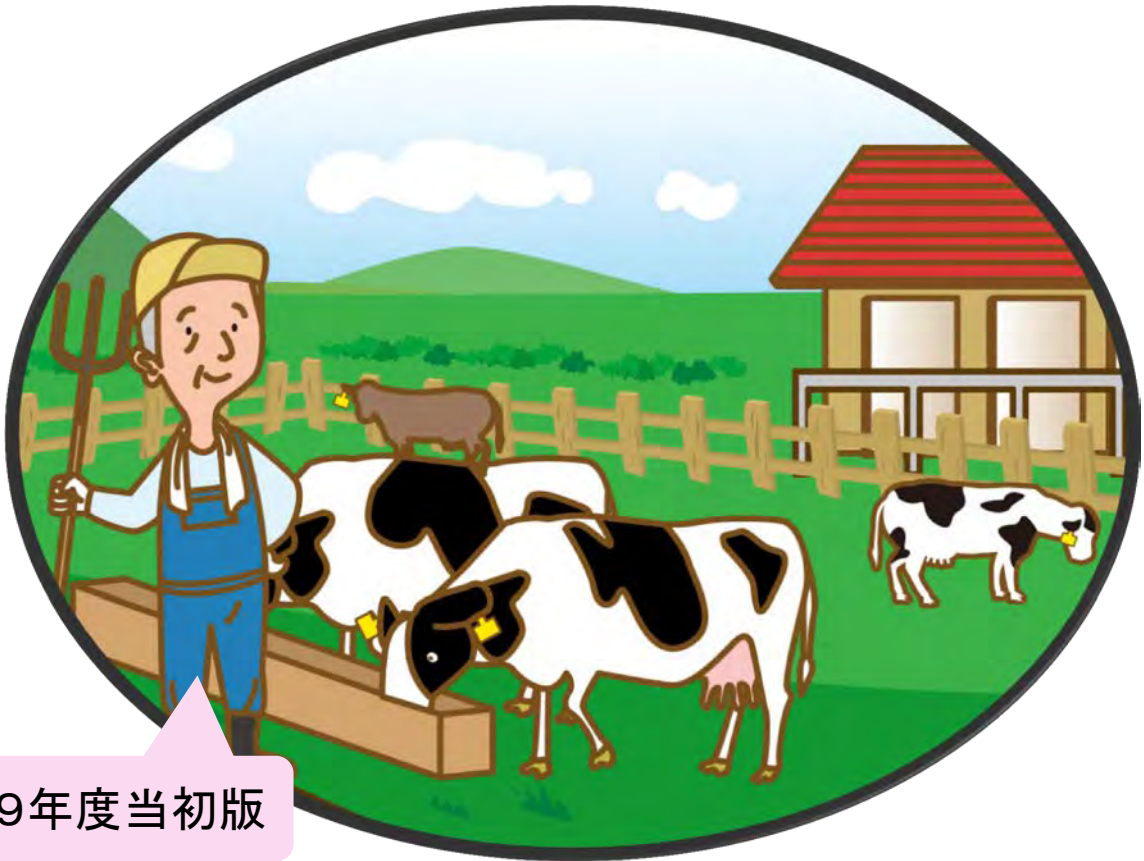


飼料生産型酪農経営支援事業 の手引き



29年度当初版

農林水産省は、自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）を支援しています。

支援の内容は、飼料作物の作付面積に応じて本体交付金を交付するとともに、「輸入粗飼料からの切替」又は「乳用後継牛の増頭」を行い、飼料作付面積を拡大した面積に応じて追加交付金を交付するものです。

目次

	ページ
飼料生産型酪農経営支援事業とは？	1
飼料作物作付面積の考え方は？	2
農作業受託とは？	3
耕種農家等との契約栽培とは？	4
経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積とは？	5
農業環境規範の実践とは？	7
環境負荷軽減の取組とは？	8
01 堆肥の適正還元の実施とは？	9
02 耕畜連携の取組とは？	10
03 不耕起栽培の実施とは？	11
04 放牧の実施とは？	13
05 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施とは？	15
06 サイロでの牧草サイレージ調整における 排汁の低減及び適正処理の実施とは？	17
07 副産物の利用による草地の適正管理とは？	18
08 環境負荷に配慮した デントコーン・ソルガム等の生産とは？	19
-1 スラリー等の土中施用とは？	20
-2 連作防止の実施とは？	22
-3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における 化学肥料又は農薬使用量の削減とは？	23
-4 化学肥料及び農薬使用量の削減とは？	25
-5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減とは？	26
追加交付金の対象となる拡大面積とは？	27
輸入粗飼料からの切替とは？	28
乳用後継牛の増頭とは？	29
留意事項	
Ⅰ. 環境負荷軽減の取組について	30
Ⅱ. 追加交付金の交付申請について	36
(参考) 化学肥料の種類	37
参加の手続等	38
問い合わせ先	40



飼料生産型酪農経営支援事業とは？

■ 支援対象者

■ 次の要件を満たす酪農家等が支援の対象となります。

- ① 飼料作物作付面積が、経産牛1頭当たりの基準面積以上（北海道40a/頭、都府県10a/頭）であること。
- ② **環境負荷軽減の取組** を実施すること。
- ③ その他の要件（年間を通して生乳を出荷していること、事業実施状況の確認等に協力すること等）を満たすこと。



■ 交付金単価

	【本体交付金】	【追加交付金】
■ 全飼料作物作付面積	15,000 円/h a	
■ うち作付拡大面積（15,000円/h a）		30,000 円/h a

■ 飼料作物作付面積

飼料作物作付面積は、基準面積、交付対象面積の両方の算定に利用します。

自己所有地

借地

農作業受託面積

耕種農家等との契約栽培面積

飼料作物を事業実施年度に1作以上作付している面積に加え、二期作、二毛作の2作目の面積を含みます。

- ・永年牧草の2回刈りは認められません。
- ・年度内に収穫する必要があります。

注： ただし、耕種農家等との契約栽培面積に **水田活用の直接支払交付金** の交付対象面積が含まれる場合は、その面積を除いた面積が本事業の交付対象面積となります。

■ 端数処理

● 飼料作物作付面積は10a単位（10a未満切捨て）

ただし、耕種農家等との契約栽培であって水田活用の直接支払交付金の交付対象面積がある場合は、あらかじめ水田活用の直接支払交付金を除いた上で10a単位とします。

なお、水田活用の直接支払交付金の交付面積は、1a未満の端数を切り捨てたものを利用します。

飼料作物作付面積の考え方は？

■ 考え方

①

1作目		2作目		3作目
デントコーン 987.6a (畑)	デントコーン 123.4a (水田)	イタリアン 543.2a (畑)	イタリアン 123.4a (水田)	イタリアン 543.2a (畑)

3作目以降は加算できません。

②

1作目		2作目		3作目
デントコーン 987.6a (畑)	デントコーン 123.4a 耕種農家等との契約栽培 (水田)	イタリアン 543.2a (畑)	イタリアン 123.4a 耕種農家等との契約栽培 (水田)	イタリアン 543.2a (畑)

3作目以降は加算できません。

■ 飼料作物作付面積は、二期作、二毛作の2作目の面積を含むことから、

- ①、②ともに1作目の「デントコーン」+2作目の「イタリアン」をカウントします。

飼料作物作付面積

①、②の例ともに、1,770a

1作目「デントコーン(987.6a+123.4a)」+2作目「イタリアン(543.2a+123.4a)」
=1,777.6a \div 1,770a(10a未満切捨て)

基準面積=1,770a \div 経産牛頭数

■ ただし、耕種農家等との契約栽培であって、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積があれば、本事業の交付対象面積から除くことから、②は水田活用の直接支払交付金の対象面積を除いた面積が交付対象となります。

交付対象面積

①の例 \Rightarrow 飼料作物作付面積=交付対象面積

1,770a

②の例 \Rightarrow 水田活用の直接支払交付金の交付対象面積を除いた面積

1,530a

123.4a+123.4a=246.8a(水田活用の直接支払交付金対象面積)

1,777.6a(端数処理前の飼料作物作付面積)-246.8a=1530.8a \div 1,530a

水田活用の直接支払交付金の交付対象面積をあらかじめ除いた上で、10a未満切捨て

農作業受託とは？

■ 農作業受託面積について

- 飼料作物作付面積では、**農作業受託面積**を算入できることとしております。

農作業受託による飼料作物作付地（委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地）は、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作物作付地です。

- 1 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、自ら作業を行うこと。
- 2 受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるもの。）を①委託者から買い取り、又は②委託者から販売を受託して第3者に対し販売すること。
- 3 委託者が、①受託者への販売による収入又は②受託者に販売を委託して得た収入の程度に応じ、当該収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする。



- 同じ飼料作物作付地において、委託者と受託者の両者が交付金を受け取ることは認められません。
このため、確認の際には委託者の参加申込書を見て、農作業受委託契約書に記載されている地番が無いかを確認することが必要です。



耕種農家等との契約栽培とは？

■ 耕種農家等との契約栽培面積について

- 飼料作物作付面積では、**耕種農家等との契約栽培面積**を算入できることとしております。

耕種農家等との契約栽培による飼料作付地（耕種農家が飼料作物の作付けを行うことを約した契約の対象である農地又は採草放牧地）は、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、酪農経営者等が飼料の生産の一部または全部を農地の所有者または借受者である耕種農家等、もしくは、耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託した飼料作付地です。

- 1 耕種農家等またはコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること。
- 2 酪農経営者等は耕種農家等またはコントラクター等が行う役務もしくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払いについては、現物と相殺できるものとする。



対価を支払ったことがわかるものとして、領収書等を保管し、現物相殺の場合は、相手先耕種農家等、受取量、受取日時、署名のある確認表等を整理・保管するようお願いします。



- 飼料作物作付地は耕種農家等の土地であるため、面積の確認には、耕種農家等の協力が不可欠です。事前の話し合い等で、関係書類の提供をお願いしておくことスムーズです。書類の確認が出来ない場合は、実測等の手段による確認となります。
- 契約を、土地の所有者もしくは借受者である耕種農家等と酪農家で行う場合でも、作業をコントラクター等に委託することは可能です。

経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積とは？

■ 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積の求め方

- 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積が基準面積以上であることが事業参加の要件となります。
(基準面積：北海道40a/頭、都府県10a/頭)
- 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積の求め方は以下のとおりです。

飼料作物作付面積

(当年度に収穫することが確実に見込まれること)

- 飼料作物作付のある自己所有地
- 飼料作物作付のある借地
(農地の場合、農地法第3条の許可、または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等が行われていること)
- 農作業受託面積
- 耕種農家との契約栽培面積
- 二期作、二毛作の2作目

農協等が作付けの状況を現地確認します。

10a未満は切捨て
39.9a→×

北海道にあっては
40a以上

都府県にあっては
10a以上

≧

経産牛飼養頭数

事業参加年度の7月1日現在における牛個体識別台帳に記載されている満27ヶ月齢以上の乳牛の雌牛

10a未満は切捨て
9.9a→×

経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積とは？(2)

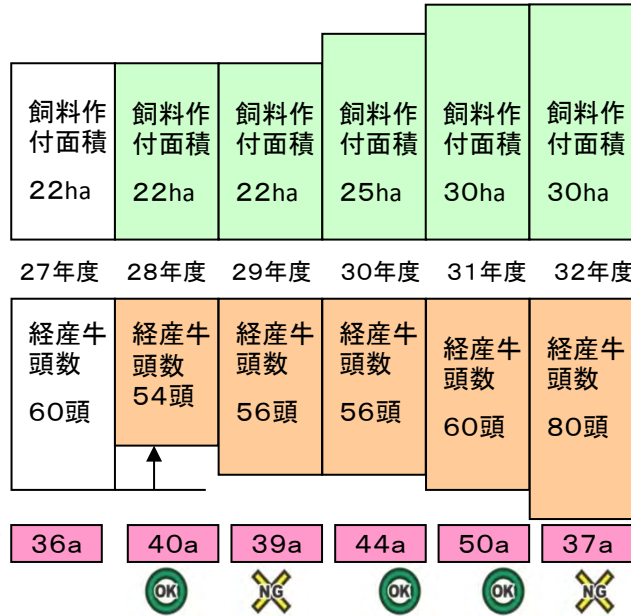
■ 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積の確保

■ 32年度まで続けて交付を受けるためには、毎年度、必要な面積を確保する必要があります。

いずれのケースも、面積は北海道の場合

ケース1

27年度は、面積要件を満たしていないが、今後、駄牛を淘汰する、又は飼料作物面積を増やす予定。この場合、助成対象となるケースもある。



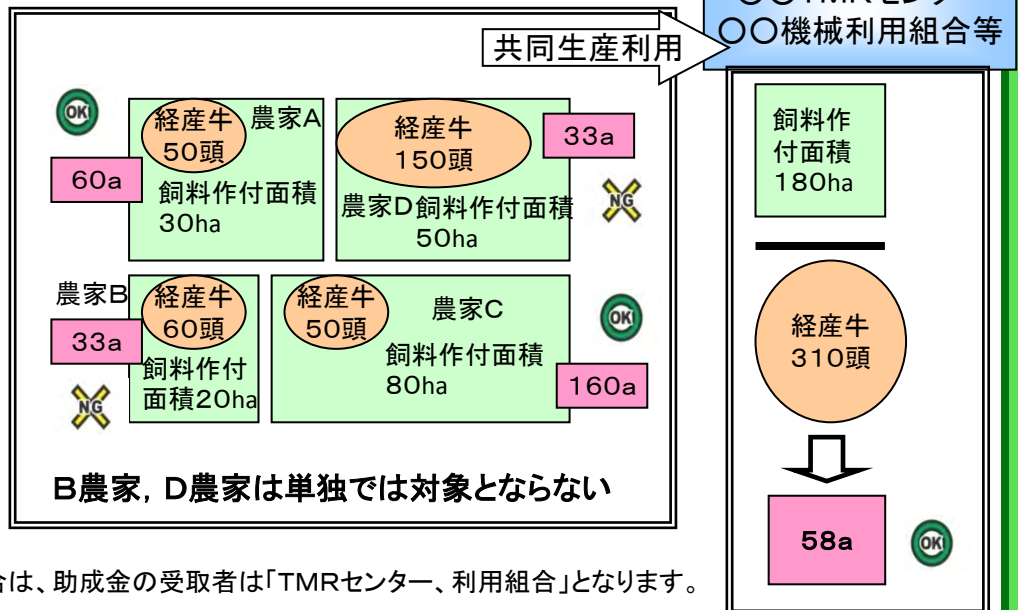
3年、5年など、期限を定めて借地をしている場合、期間中の失効に注意しましょう。
また、毎年度の経産牛飼養頭数の移動にも注意しましょう。

環境負荷軽減の取組は共同で一つの取組を行っても、農家個々が別の取組を行ってもかまいません。

1頭当たり面積

ケース2

複数の農家が、TMRセンター、機械利用組合などにより、一体となって飼料生産、堆肥還元等を実施している場合は、参加農家全体の面積、頭数でカウントできます。(規約を定め、飼料生産等に関する経理の一元化を行っていること)



注) 1. ただし、この場合は、助成金の受取者は「TMRセンター、利用組合」となります。

2. 組織の口座を設けて、飼料生産・堆肥散布等に関する収入・経費をこの口座で管理する必要があります。

農業環境規範の実践とは？

■ 農業環境規範とは

■ 「農業環境規範」は環境と調和した農業生産活動を行っていく上でのポイントを整理したもので、農業環境規範の実践が本事業の要件となっております。酪農経営の場合、「家畜の飼養・生産編」と「作物編」の両方の点検シートをチェックする必要があります。

「飼料生産型酪農経営支援事業」では、この点検の取組チェック欄をクリアすることが交付要件となりますので、忘れずに、取り組んでください。

家畜排せつ物法の指導等を受けており、改善がなされていない、または環境関連法令の罰則を受けたことのある酪農経営は事業に参加できません。

家畜の飼養・生産 チェックシート

チェック欄

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 家畜排せつ物法の遵守 | <input type="radio"/> |
| 2. 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 | <input type="radio"/> |
| 3. 家畜排せつ物の利活用の推進 | <input type="radio"/> |
| 4. 環境関連法令への適切な対応 | <input type="radio"/> |
| 5. エネルギーの節減 | <input type="radio"/> |
| 6. 新たな知見・情報の収集 | <input type="radio"/> |

作物の生産 チェックシート

チェック欄

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 土づくりの励行 | <input type="radio"/> |
| 2. 適切で効果的・効率的な施肥 | <input type="radio"/> |
| 3. 効果的・効率的で適正な防除 | <input type="radio"/> |
| 4. 廃棄物の適正な処理 | <input type="radio"/> |
| 5. エネルギーの節減 | <input type="radio"/> |
| 6. 新たな知見・情報の収集 | <input type="radio"/> |
| 7. 生産情報の保存 | <input type="radio"/> |



■ 「農業環境規範」は17年度以降、適宜、補助事業等の要件とするなど関連づけをすることとしています。



■ 「環境関連法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、悪臭防止法のことです。

環境負荷軽減の取組とは？

■ 環境負荷軽減の取組

■ 以下の8種の環境負荷軽減の取組の中から、酪農経営が自ら選択し、2つ以上を実施することが必要です。なお、「08環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産」を実施する場合は、08-1～5のうち1つを選択することとなります。

- 01 堆肥の適正還元の実施
- 02 耕畜連携の取組
- 03 不耕起栽培の実施
- 04 放牧の実施
- 05 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
- 06 サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施
- 07 副産物の利用による草地の適正管理
- 08 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産
 - 1 スラリー等の土中施用
 - 2 連作防止の実施
 - 3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減
 - 4 化学肥料及び農薬使用量の削減
 - 5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減

契約栽培により耕種農家等が飼料作物を作付ける面積については、これらの取組を実践する必要はありません。

■ 環境負荷軽減の取組の選択例

例 1

堆肥の適正還元の実施



耕畜連携の取組

例 2

無化学肥料栽培又は
無農薬栽培の実施



環境負荷に配慮した
デントコーン・ソルガム等
の生産

-1～-5のうち1つを選択してください。

堆肥の適正還元の実施とは？

■ 取組の目的

- 飼料作物作付地の土壌および堆肥の成分分析を行い、施肥基準に適合した施肥設計による堆肥の利用を促進します。これにより、
 - ①化学肥料の施用削減等による温室効果ガスの削減や
 - ②過剰施肥の防止による地下水汚染の防止等を図り、環境への負荷を軽減します。



■ 取組の内容

- 堆肥等の施用に当たっては、合理的と考えられる方法で採材し、飼料作物作付地の土壌分析及び堆肥の成分分析を行うとともに、これらの分析結果を利用した施肥設計を行うこと。

■ 留意事項

- 堆肥等や土壌を合理的と考えられる方法で採材するとともに、施肥量を記録する必要があります。
- スラリーやメタン発酵の消化液も堆肥と同様、攪拌発酵などにより適正に液肥化处理され、成分分析がされている場合には、堆肥と同様に扱うことができます。
- 土壌分析、堆肥の成分分析及び施肥設計は専門知識をもった第三者が行う必要があります。（自分で行うことは認められません。）
- 堆肥・土壌分析で最低限必要な分析項目は以下のとおりです。
 土壌分析: pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム
 堆肥分析: 窒素、リン酸、カリウム
- 一度の堆肥分析で、「堆肥の適正還元の実施」と「耕畜連携の取組」の両方の取組に利用される場合も認められます。

耕畜連携の取組とは？

■ 取組の目的

- 酪農経営において、飼養頭数に比べ飼料作物作付面積が小さい場合、堆肥の過剰施用による窒素過多等により、地下水汚染や牛の硝酸塩中毒等が問題となる可能性があります。

耕種農家に積極的に堆肥を供給することにより、資源の適正な循環を図るとともに、耕種農家の化学肥料の削減や、堆肥施用による堆肥中炭素の土壌貯留等により、温室効果ガスの削減に貢献します。



■ 取組の内容

- 合理的と考えられる方法で採材し、堆肥等の成分分析を行い、耕種農家と堆肥等の供給契約を締結すること。

■ 留意事項

- 堆肥等を合理的と考えられる方法で採材するとともに、堆肥の供給量と耕種農家等の受取を記録することが必要です。
- 成分分析の最低限必要な分析項目は、「堆肥の適正還元の実施」と同じく、**窒素**、**リン酸**、**カリウム**です。
- 供給契約を締結する耕種農家は複数でも構いません。

不耕起栽培の実施とは？

■ 取組の目的

- 不耕起栽培は、生産性をおおむね維持しつつ、耕起に必要な化石燃料の使用量と土壌中に貯留されている炭素の放出量を抑制するため、温室効果ガスの排出の削減に貢献します。

■ 取組の内容

- 飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培（永年性飼料作物の場合は簡易更新）を実施すること。
- 取組面積は、単年性飼料作物を作付ける場合は単年性飼料作物の全作付面積の5割以上、又は永年性飼料作物を作付ける場合は永年性飼料作物の全作付面積の2割以上とすること。

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

■ 留意事項



キーワード
KEYWORD

- 「不耕起栽培」は、農地を耕起せず、表面を攪拌したり、切れ込みを入れたのち、播種、施肥等を行う栽培方法。

- 前年の秋に農作物を収穫した後すぐに耕起し、翌事業実施年度の春に再耕起しないで飼料作物を作付ける場合は、不耕起栽培の取組としては認められません。



不耕起栽培の実施とは？ (2)

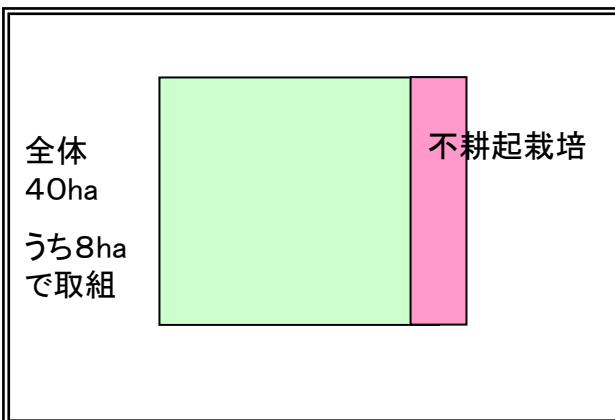
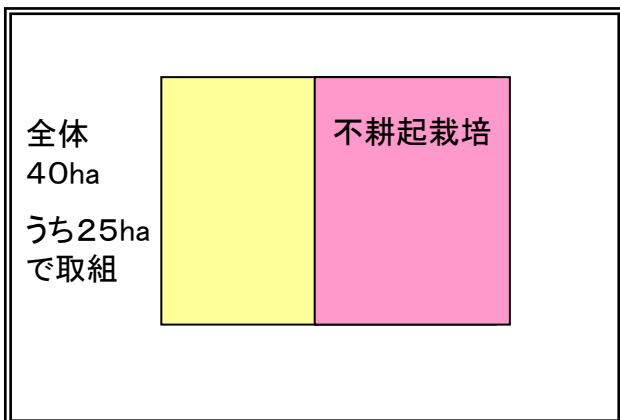
留意事項

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含まれません。

基本的な取組パターンと交付対象面積との関係

① 単年性作物だけの場合は、飼料作付面積の5割以上で取組を実施

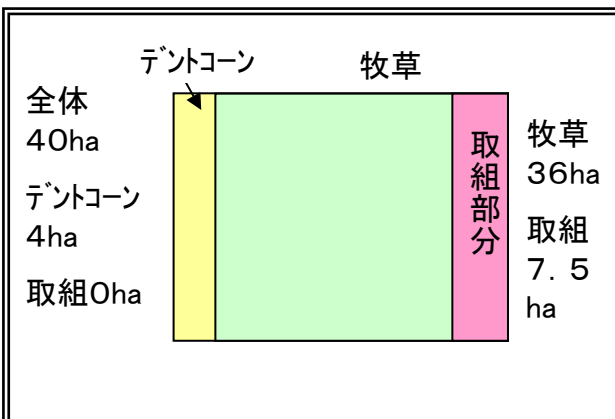
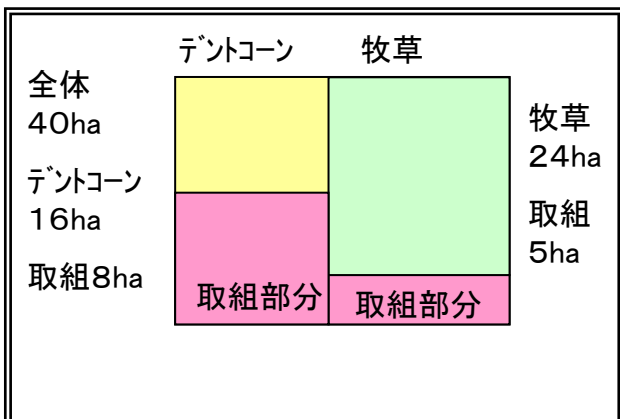
② 永年性牧草の場合は、飼料作付面積の2割以上で実施



単年性作物と永年性牧草とを栽培している場合

① デントコーンと牧草両方で行う場合は、それぞれの要件を満たすこと。

② デントコーンと牧草のいずれかで行う場合は、実施する作物の種類が飼料作物面積の8割以上であること



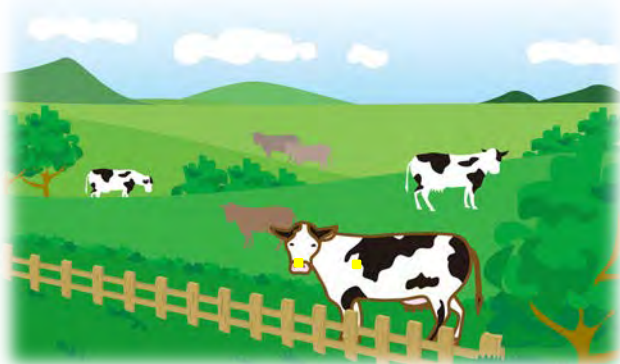
放牧の実施とは？

■ 取組の目的

- 放牧での飼養管理により、舎飼い時に比べ給餌・ふん尿処理・草地管理の際の化石燃料使用量の減少等が見込まれます。

また、主として輸入に頼る濃厚飼料給与量を節減することで、運搬に伴う化石燃料の削減に貢献します。

他にも、家畜福祉や牧歌的景観形成、生物多様性の保全効果等に貢献します。



■ 取組の内容

- 飼料作物作付地において、毎年度、**北海道では経産牛** について、**都府県では経産牛又は乳用後継牛(預託を含む)** について、1頭当たり90日以上**の放牧をそれぞれ実施していること。**

1日のうち、時間放牧、昼間放牧、夜間放牧等が行われていれば1日とカウントします。

■ 留意事項



- 「経産牛頭数」及び「乳用後継牛頭数」は、事業参加年度の7月1日時点で以下の月齢の牛とします。

注：月齢の確認は、農林水産省が牛個体識別データにより行いますが、預託牛については、別途証明書類の提出が必要です。（14ページを参照。）

経産牛：満27か月齢以上

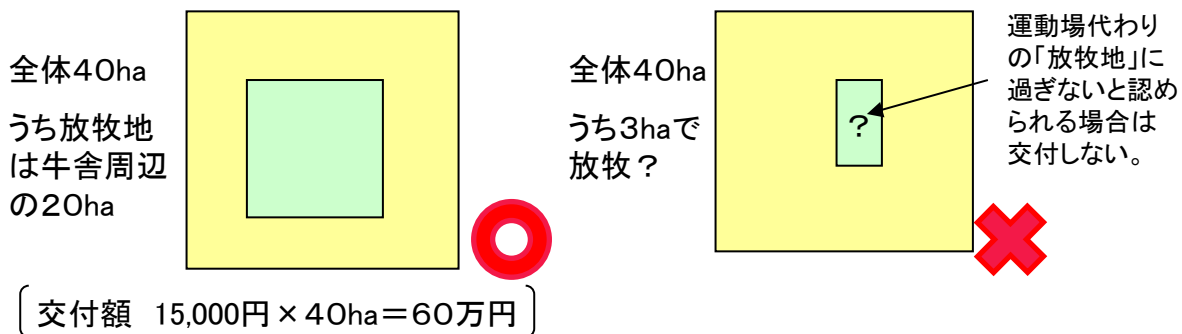
乳用後継牛：満7か月齢から満18か月齢まで



放牧の実施とは？(2)

■ 留意事項

1. 取組のイメージ



2. 預託による放牧の場合

注：交付面積のカウントには、預託先の放牧面積は含みません。

- 預託中の後継牛の月齢や放牧日数が確認できるよう、放牧日誌や預託管理台帳等の写しを準備すること。

(例) 預託管理台帳

受入者：〇〇牧場

個体識別番号	生年月日	預託者氏名	入牧日	退牧日	備考
12345 6789 0	H28.1.11	農水 太郎	H28.7.1	H29.11.30	12か月齢(H29.7.1時点)
23456 7890 1	H28.11.1	農水 太郎	H29.5.1		8か月齢(H29.7.1時点)

- 預託に当たって、当該牛の所有権を一時的に移転する場合は、年度ごとに預託料を負担していること。

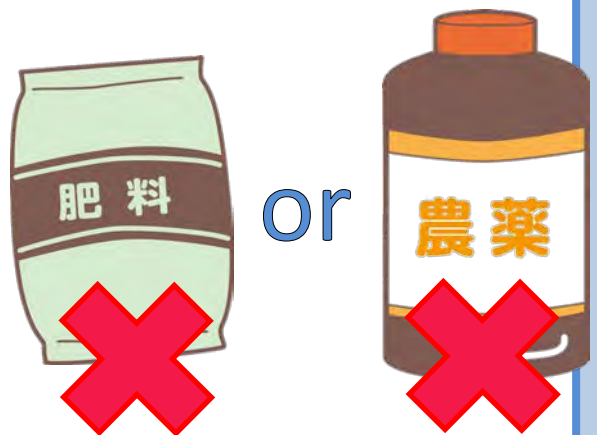
無化学肥料栽培又は 無農薬栽培の実施とは？

■ 取組の目的

- 化学肥料の施用は、作物の収量に最も影響するため、ともすると過剰施肥となる場合があります。地下水等の汚染につながるおそれがあります。また、農薬は不適性に施用した場合、残留農薬のリスクが高まる可能性があります。そこで、飼料作物に化学肥料及び農薬を使用しないことで、過剰施肥や残留農薬によるリスクの低減、生態系への影響の極力回避、資源循環の促進、温室効果ガス削減等を図り、環境負荷の軽減に貢献します。

■ 取組の内容

- 経営内の全ての飼料作物作付地において、無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができる。
- 草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積の2割以内とすること。



注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

■ 留意事項

- 草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができます。ただし、更新後の管理には使用しないでください。

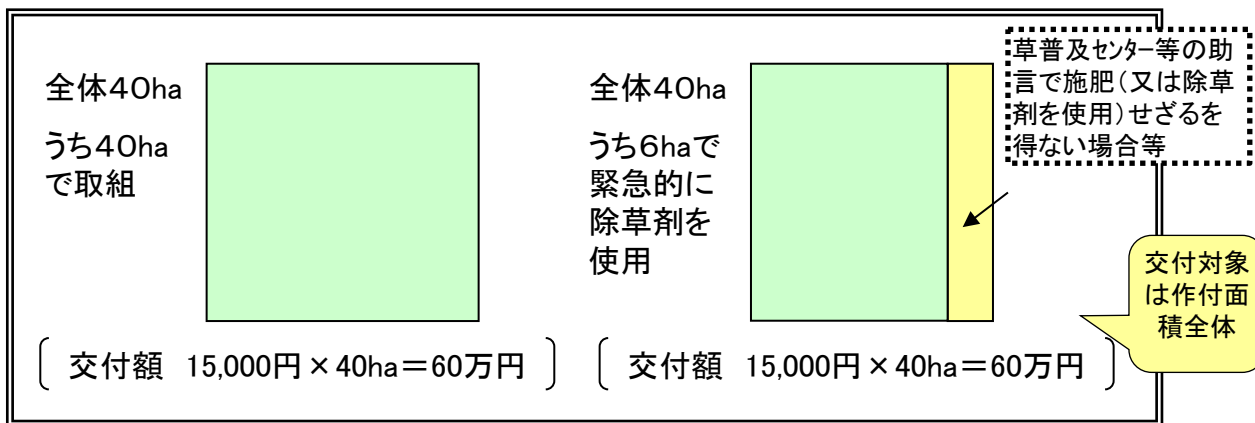
無化学肥料栽培又は 無農薬栽培の実施とは？(2)

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

■ 留意事項

- 草地更新以外の理由でやむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積※の2割以内であることが必要です。

※飼料作物作付実面積には、二期作・二毛作の2作目の面積は含みません。



普及員や農協の指導員からの助言を受けた場合は、助言を受けたことが分かる資料を保存しておくこと。

- 「農薬」は化学的に合成された殺虫剤、殺菌剤、除草剤等です。

- 「化学肥料」は化学的に合成された肥料であり、炭酸カルシウム肥料、熔せい燐肥などの天然物質に由来する肥料、土壌改良資材、微量元素等は含まれません。

37ページの「(参考)化学肥料の種類」を参照のこと



サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施とは？

■ 取組の目的

- 牧草のサイレージ排汁はBOD（生物化学的酸素要求量）が極めて高く、河川等への流出がないよう適正な管理が必要です。
- 牧草のサイレージ排汁は、原料草の予乾を十分に行うことにより、その発生量を減少させることができることから、原料草の十分な予乾、サイレージの飼料分析を行うとともに、発生した排汁を適正に管理及び処理することにより、環境負荷の軽減に貢献します。

■ 取組の内容

- サイレージ化する全ての牧草をサイロ（基本的にはバンカーサイロ）で調整すること。
- 水分率を75%以下とすることを目標に、原料草の十分な予乾を行うこと。
- 原料草をサイロに詰め込む際に、サイロごとに原料草の水分を測定すること。
- 発生した排汁は、排汁槽に貯留する等適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理すること。
- サイロごとにサイレージの飼料分析を行うこと。



■ 留意事項

- サイレージの飼料分析で最低限必要な分析項目は、以下のとおりです。
水分、TDN、タンパク質、炭水化物、ミネラル

副産物の利用による 草地の適正管理とは？

■ 取組の目的

- マメ科牧草は共生する根粒菌により空気中の窒素固定を行うことから、化学肥料（窒素）の使用量を抑制することができます。
- 地域内の製糖業や水産業の副産物であるライムケーキやホタテ貝殻等を土壌改良資材（石灰質資材）として有効活用することで、資源循環の推進、マメ科牧草の維持等による草地の適正管理、温室効果ガス排出量の削減を図り、環境負荷の軽減に貢献します。

■ 取組の内容

- 牧草の作付面積の5割以上で土壌改良資材（石灰質資材）の散布を実施すること。
- 土壌改良資材として、副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）を使用すること。
- 土壌改良資材の施用に当たっては、飼料作物作付地の土壌を合理的と考えられる方法で採材し、土壌分析を行った上で、分析結果を利用し、施肥に併せて草地に施用すること。

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

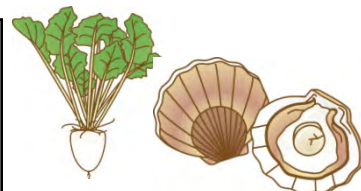
■ 留意事項

- 土壌分析で最低限必要な分析項目は以下のとおりです。
pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム
- 土壌を合理的と考えられる方法で採材するとともに、施用量を記録する必要があります。

（取組例）

全体50ha
うち40haの牧草地
のうち20haで取組

牧草地40ha	デント コーン 等10ha
うち取組部分20ha	



ライムケーキ、
ホタテ貝殻等

環境負荷に配慮した デントコーン・ソルガム等の生産とは？

■ 取組の目的

- 牧草地と比較して多くの堆肥・化学肥料、農薬が必要となる場合があるデントコーン・ソルガム等の作付けについて、環境に配慮した生産を行うことで、環境負荷の軽減に貢献します。

■ 取組の内容

- 08-1～-5のうち、1つを実施すること。
- 飼料作物作付実面積※に占めるデントコーン・ソルガム等の作付面積の割合は、北海道、都府県ともに2割以上であること。
- 都道府県は、08-3～-5における、化学肥料、農薬使用量の地域の慣行基準及び削減の方法を策定、公表すること。

デントコーン・ソルガム等とは、

デントコーン、ソルガムの他、飼料用ムギ、飼料用カブ、WCS用稲、飼料用米等牧草以外の飼料作物のことです。

※飼料作物作付実面積には、二期作・二毛作の2作目の面積は含みません。

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

■ 留意事項

- 本取組については、後述の08-1～-5のうち1つを実施してください。08の取組を実施する場合、環境負荷軽減の取組の要件を満たすためには、08以外の取組の中からもう1つ実施してください。
- 地域の慣行基準は、基本的に、
 - ① 化学肥料については、化学肥料の窒素成分の合計、
 - ② 農薬については、化学合成農薬の有効成分量
 について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）してください。
- 都道府県は、慣行基準に基づく化学肥料又は農薬の使用量削減の方法を策定してください。
- 都道府県は、化学肥料及び農薬使用量の、慣行基準又は削減の方法を策定又は変更した際は、その内容を公表してください。

